

公開買付制度等ワーキング・グループ報告のポイント

I. 公開買付規制の対象範囲等

(1) いわゆる3分の1ルール適用

例えば3分の1未満ギリギリまで市場外で買い付け、その後わずかを市場内で買付けるなどの取引について、公開買付規制の対象となることを明確化

(2) 適用除外の範囲の見直し

50名以上の従業員にストック・オプションを付与するために有価証券届出書を提出した非上場の開示会社が発行する株券等の買い付けを公開買付規制の対象から除外

(3) 種類株式の取扱い

種類株式等に係る公開買付制度の適用について規定を整備

II. 公開買付けにおける透明性の確保と公開買付期間等のあり方

(1) 公開買付届出書等における開示内容の充実

(2) 買収対象会社による意見表明を義務付け

(3) 公開買付者に対し、買収対象会社から質問する機会を付与

(4) 公開買付期間

① 買収者が設定する公開買付期間について、実日数ベースの下限・上限を営業日ベースに変更（20営業日～60営業日）

② 対抗提案等を提示し、株主に十分な熟慮期間を与える必要がある場合に、買収対象会社による公開買付期間の伸長を容認（伸長後の公開買付期間は30営業日が上限）

III. いわゆる買収防衛策と公開買付規制のあり方

(1) 公開買付けの撤回

いわゆる買収防衛策が発動された場合や、いわゆる買収防衛策が解除されないことが確実となった場合に、公開買付けの撤回を容認

(2) 公開買付けの買付条件の変更

いわゆる買収防衛策の発動により、株価が希釈化された場合に、希釈化分に係る公開買付価格の引下げを容認

IV. 公開買付けにおける投資者間の公平性確保、株主の保護

例えば公開買付け後における株券等所有割合が3分の2を超えるような場合に、手残り株を抱えた零細な株主を保護する観点から、公開買付者に全部買付けを義務付け

V. 公開買付制度をめぐるその他の論点

(1) 買付者間の公平性の確保

ある者が公開買付けを実施している期間中は、買付者間の公平性の観点から、例えば既に3分の1超保有している別の者が市場内でさらに買い進める場合にも、公開買付けによることを義務付け

(2) 証券取引の国際化と公開買付規制

公開買付けの対象となっている株式の国外における買付けと、別途買付けの禁止との関係について明確化を図るなど、国際化に対応した制度面の整備を図る

(3) 将来発行される株式の取扱い

株式分割、発行決議等に基づき将来発行される新株等について、公開買付規制の対象となる株券等に該当するものとして制度を整備

VI. 大量保有報告制度のあり方

(1) 開示内容の充実

保有目的や株券貸借の状況等について明確に開示

(2) 特例報告制度

株券等の保有割合が5%超の場合などに提出される特例報告の報告期限・頻度について、例えば2週間ごとの基準日における保有状況を5営業日以内に報告するなど可能な限りの短縮等を図る

(3) EDINETによる提出の義務化

(4) 大量保有報告制度に係る執行の強化

(5) 上場投資証券（例えばREIT等）を大量保有報告制度の対象有価証券とする

VII. その他

(1) いわゆる買収防衛策に関連して、有価証券報告書における開示ルールを検討

(2) いわゆる三角合併に際して、非継続開示会社が当事者に含まれる場合の開示ルールを検討